

## 新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として、市内に住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げるいずれの条件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に新規に設備を設置する者。ただし、ZEHの一体的導入を申請しようとする者に限り、新規に設備を設置する新築の戸建住宅を建てる者又は自ら居住する市内の設備付き新築の戸建住宅（店舗等との併用住宅を含む。）を建売住宅供給者等から購入する者とする。
- (2) 本人または本人と同一世帯に属する者が過去に同一設備で同様の補助金を受けていない者とする。
- (3) 市税を滞納していない者とする。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費が別表第2に掲げる額を下回る場合は、当該経費を超えない額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備に係る設置工事の着工10日前までに、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付申請の受付を先着順に行う。
- 3 市長は、交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申込みを受理しないことができる。
- 4 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請をした者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により交付申請をした者に通知するものとする。

(計画変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の号のいずれかに該当する計画の変更を行う場合は、直ちに計画変更承認申請書（第4号様式）に別表第3に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更により補助金の交付決定額を増額することはできない。

なお、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない補助対象事業の計画の軽微な変更をするときは、この限りでない。

- (1) 交付決定を受けた補助対象事業の計画の変更をしようとするとき。
- (2) 申請の取り下げ（補助対象設備の設置の中止を含む。）をしようとするとき。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは変更内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認する場合は、計画変更承認通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了日から起算して、20日以内又は当該年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第6号様式）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い期日とする。

- (1) 電力会社との系統連系・受給開始日のお知らせ発行日（系統連系を行い、余剰売電を行う太陽光発電設備に限る。）
- (2) 国ZEH補助金の確定通知書の確定通知日（BELS（第三者認定）評価書がない場合に限る。）
- (3) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日
- (4) 補助対象設備の設置に係る領収書の発行日

（確定通知書）

第9条 市長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（第8号様式）による請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

（処分の承認）

第11条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金により取得した財産の処分に関する承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

- (2) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前条の規定により補助対象設備を処分したとき。
- (4) 補助対象設備の法定耐用年数の期間内において余剰売電から全量売電への変更等設備の使用条件を変更したとき（太陽光発電設備に限る）。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は法定耐用年数を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を補助金返還請求書（第10号様式）により請求するものとする。

- 2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額に新城市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成17年新城市条例第94号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して返還しなければならない。

（協力）

第14条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象設備の運転状況に関するデータの提供やその他の地球温暖化防止に必要な市の取組に協力を求めることができる。

- (2) 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き、協力するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 新城市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金交付要綱（太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム）（平成24年4月1日施行）は、廃止する
- 3 新城市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金交付要綱（燃料電池コージェネレーションシステム）（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年6月7日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

9 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	補助要件
住宅用太陽光発電設備	<p>ア 発電した電力について設置者がその居住する住宅で使用する目的で設置するもの。</p> <p>イ 住宅の屋根等への設置に適したもの。</p> <p>ウ 太陽電池モジュールの最大出力値が50キロワット未満であるもの。</p> <p>エ 設置前において未使用なもの。</p> <p>オ リース品ではないこと。</p>
高性能外皮等	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 設置前において未使用なもの。</p>
断熱窓改修工事	<p>ウ リース品ではないこと。</p>
家庭用エネルギー管理設備（HEMS）	
定置用リチウムイオン蓄電設備	
家庭用燃料電池設備（エネファーム）	
電気自動車等充電設備（V2H）	
太陽熱利用システム（強制循環型、自然循環型）	

別表第2（第5条関係）

対象設備		補助金の額
一 体 的 導 入	G X Z E H水準（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理設備（H E M S）及び高性能外皮等）	1 5 万円
	Z E H（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理設備（H E M S）及び高性能外皮等）	1 0 万円
	住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理設備（H E M S）及び定置用リチウムイオン蓄電設備	7 万円
	住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理設備（H E M S）及び電気自動車等充給電設備	7 万円
	住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理設備（H E M S）及び断熱窓改修工事	7 万円
単 体 導 入	定置用リチウムイオン蓄電設備	5 万円
	家庭用燃料電池設備（エネファーム）	5 万円
	電気自動車等充給電設備（V 2 H）	5 万円
	太陽熱利用システム（強制循環型）	4 万円
	太陽熱利用システム（自然循環型）	1 万円
	家庭用エネルギー管理設備（H E M S）	5 千円

別表第3（第6条関係）交付申請時における添付書類

共通書類	見積書、契約書等の写し	①契約者氏名の記載が必要（申請者と同一であること） ②契約事業者名の記載が必要 ③契約事業者の印が必要
	上記の内訳書（第11号様式）	①第11号様式に各補助対象設備の補助対象経費についてそれぞれ記載すること ②契約事業者の印が必要
	補助対象設備を設置した住宅の位置図	
	完納証明書（市税が賦課されていない者は市県民税非課税証明書）	①申請書提出時点で新城市以外の市区町村で課税されている場合は、その市区町村の完納証明または類似（滞納のない証明書等）の証明書 ②証明書が発行されない場合は、申請時の前年度の納税証明書
	その他市長が必要と認める書類	交付申請書の記載内容及び添付書類のみでは交付決定に係る審査が困難な場合に提出を求める
住宅用太陽光発電設備	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し	①太陽電池モジュールの製造者名、型式及び公称最大出力値が分かるもの ②パワーコンディショナの製造者名、型式及び定格出力値が分かるもの ③太陽電池モジュールの配置図
高性能外皮等	国のZEH支援事業等の補助金交付決定通知の写し 又は、BELS（第三者認証）評価書の写し	
断熱窓改修工事	住宅の平面図に改修部分の位置を示したもの	
	補助対象設備の熱貫流率を記載した書類（パンフレット等）の写し	熱貫流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下となること
家庭用エネルギー管理設備（HEMS）	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し	製造者名及び型式が分かるもの
定置用リチウムイオン蓄電設備	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し	製造者名及びパッケージ型式が分かるもの

家庭用燃料電池設備（エネファーム）	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し	①燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの製造者名、型式が分かるもの ②最大出力値が分かるもの
電気自動車等充電設備（V2H）	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し	製造者名及び型式が分かるもの
太陽熱利用システム（強制循環型、自然循環型）	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し	一般財団法人ベターリビングの認定を受けたもの、もしくは同等の性能を有するもの

別表第4（第8条関係）実績報告時における添付書類

共通書類	補助対象設備の設置に係る領収書の写し	金額、申請者名、販売店名、発行日が分かるもの
	上記の内訳書（第12号様式）	①第12号様式に各補助対象設備の補助対象経費についてそれぞれ記載すること、②契約事業者の印が必要
	補助事業者が補助対象設備を設置した住居に居住していることが確認できる住民票	発行日が実績報告書の提出日より3ヶ月以内で、マイナンバーの記載のないもの
	その他市長が必要と認める書類	実績報告書の記載内容及び添付書類のみでは補助金交付額の確定に係る審査が困難な場合に提出を求める
住宅用太陽光発電設備	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①太陽電池モジュール、②パワーコンディショナ、③電力量計（メーター器）、④住宅の全景 なお、太陽電池モジュールの写真については、設置枚数を確認できること
	設置した太陽電池モジュールの全ての製造番号票の写し	添付できない場合は、「設置した太陽電池モジュールの製造者又は製造者を代行する業者が発行した出力対比表の写し」に代えることができる
	電力会社からの「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し	系統連系を行い、余剰売電を行う場合に限る
高性能外皮等	国ZEH支援事業等の補助金確定通知書の写し	申請時に、国の補助金交付決定通知書の写しを添付した場合
	ZEHを構成する設備の設置状況が確認できるカラー写真	申請時に、BELS（第三者認定）評価書の写しを添付した場合
断熱窓改修工事	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①設備本体、②設備本体に貼付されている型式が分かるもの
	製造事業者等が発行する施行部分の熱貫流率を記載した出荷証明書等の写し	
家庭用エネルギー管理設備（HEMS）	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①設備本体、②モニターが起動している状態が分かるもの
	保証書の写し	型式及び保証開始日が分かるもの
定置用リチウムイオン蓄電設備	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①設備本体、②設備本体に貼付されている型式が分かるもの
	保証書の写し	パッケージ型式及び保証開始日が分かるもの

家庭用燃料電池設備（エネファーム）	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体、②燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式が分かるもの
	保証書の写し	型式及び保証開始日が分かるもの
電気自動車等充電設備（V2H）	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①設備本体、②設備本体に貼付されている型式が分かるもの
	保証書の写し	型式及び保証開始日が分かるもの
太陽熱利用システム（強制循環型、自然循環型）	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真	①設備本体、②設備本体に貼付されている型式が分かるもの
	保証書の写し	型式及び保証開始日が分かるもの